

# ○同行援護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基礎研修課程修了者等により行われる場合		基礎研修課程修了者等により行われる場合	盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合	2人の同行援護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合	障害支援区分3に該当する者の場合	障害支援区分4以上に該当する者の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
身体介護を伴う場合※	(1) 30分未満 (257単位)	×70/100							特定事業所加算(Ⅰ) +20/100		1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (406単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (591単位)											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (674単位)											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (758単位)											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (842単位)											
	(7) 3時間以上 (925単位に30分を増すごとに+83単位)											
身体介護を伴わない場合※	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100	×90/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100				特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (200単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (279単位)											
	(4) 1時間30分以上 (349単位に30分を増すごとに+70単位)											
平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合	(1) 30分未満 (184単位)	×90/100							特定事業所加算(Ⅳ) +5/100		1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (291単位)											
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (420単位)											
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (484単位)											
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (547単位)											
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (610単位)											
	(7) 3時間以上 (673単位に30分を増すごとに+63単位)											
※ 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者の支給決定期間中に提供した場合は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の報酬を算定できる。												
初回加算		(1月につき200単位を加算)										
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき150単位を加算)										
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可										
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 (1月につき +所定単位×41/1,000)										